

令和5年度 南島原市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和5年6月8日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項及び第3項に基づき、令和5年度における南島原市障がい者就労施設等からの物品等調達方針（以下「調達方針」という。）を策定し、公表するものである。

調達方針は、障がい者就労施設等が供給することができる物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するために策定するものである。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、本市の全ての行政組織が発注可能な物品等とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる施設等とする。

4 調達する物品等

調達方針により調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

- (1) 物品（事務用品、食料品・飲料、小物雑貨、その他の物品など）
- (2) 役務（印刷、クリーニング、草刈・清掃作業、情報処理、その他軽作業など）

5 物品等の調達目標

調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標については、以下のとおりとする。

物品等の種類	調達目標金額
物品	900,000 円
役務	10,000,000 円
合 計	10,900,000 円

6 調達推進方法

調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標を達成するための方策については、以下に掲げるとおりとする。

1. 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を収集し各部局等へ提供する。
2. 長崎県障害者共同受注センターとの連携を図り、効率的・効果的な発注方法に努めるものとする。
3. 各部局等は、予算の適正な執行に配慮しつつ、南島原市契約規則第17条に定める額を超えない場合は、シルバー人材センターや地元事業者との調整を図りながら、優先的に障がい者就労施設等から調達するように努めるものとする。

7 調達実績の取りまとめ

調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項に基づき、会計年度終了後遅滞なく取りまとめ、市のホームページ等を通じて公表するものとする。

8 担当窓口

調達方針の担当窓口は、福祉保健部福祉課とする。